

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一七一・能代保健所).....	1
結核予防法による医療機関の指定(一七二・能代保健所).....	1
家畜伝染病を予防するための検査の実施(一七三・農畜産振興課).....	1
家畜伝染病を予防するための検査の実施(一七四・農畜産振興課).....	2
入会林野整備計画の認可(一七五・由利地域振興局農林部).....	3
平成十七年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)の実施(一七六・労働政策課).....	3
平成十七年度技能検定(随時実施)の実施(一七七・労働政策課).....	6
土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分(一七八・都市計画課).....	9
通行車両の高さの最高限度を四メートルとする道路の指定及び通行方法(一七九・道路環境課).....	9
平成十七年度二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(一八〇・建築住宅課).....	9
都市計画事業の都市計画の変更の認可(一八一・秋田地域振興局建設部).....	10
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課).....	10

## 告示

秋田県告示第七十一号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同法第一項の規定に基づき、告示す

る。

平成十七年三月一日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
永沢医院	能代市畠町十三番十七号	平成十七年一月二十六日

秋田県告示第七十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月一日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
永沢医院	能代市畠町十三番十七号	平成十七年一月二十七日

秋田県告示第七十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十七年三月一日

秋田県知事 寺田典城

### 一 実施の目的

ヨ一ネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、豚コレラ、オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢及び腐蛆病の発生を予防するため

二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

豚コレラ、オーストラリア	馬伝染性貧血の検査	伝達性海綿状脳症の検査	ヨーネ病の検査	区分
県内全域	県内全域	県内全域	(一) 秋田市 大館市 鹿角市 湯上市 大仙市 小坂町 比内町 田代町 角館町 田沢湖町 西木村 美郷町 (二) 横手市 湯沢市 由利本荘市 (旧矢島町 旧由利町 旧西目町 旧島海町の区域に限る。) 八森町 藤里町 峰浜村 増田町 平鹿町 雄物川町 大森町 十文字町 山内村 大雄村 東成瀬村 (三) 県内全域	家畜又はその死体の種類及び範囲
実施する区域を管轄す	平成十七年四月一日前五年間において当該疾病の検査を受けていない馬(生後百八十日未満のもの及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認められたものを除く。)	実施する区域で死亡した牛(生後二十四箇月未満のものを除く。)	実施する区域で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後十二箇月未満のものを除く。)	

区分	区域	種類及び範囲
	一 実施の目的 ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予防するため 二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施する区域で飼育されているみづばちの群
	三 実施期日及び場所 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所 四 検査の方法 (一) ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第九条第一項に定める方法による。 (二) 豚コレラ、オースキー病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢にあつては、臨床検査及び血清学的検査による。 (三) 腐蛆病にあつては、国が定める病性鑑定指針による。	工スキー病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢の検査 腐蛆病の検査 能代市 男鹿市 湯上市 大仙市 琴丘町 二ツ井町 八森町 山本町 八竜町 藤里町 峰浜村 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村 角館町 田沢湖町 西木村 美郷町
	秋田県告示第七十四号 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。 平成十七年三月一日	家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認められた豚

<p>ブルータンク、アカバネ病、チユウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査</p>	<p>県内全域</p>	<p>これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が発生を予防するため必要と認められたもの</p>
--	-------------	---

三 実施期日及び場所

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

四 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査による。

秋田県告示第百七十五号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、本荘市船岡第二次入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年三月一日

秋田県知事 寺田典城

一 整備計画の名称 本荘市船岡第二次入会林野整備計画

二 認可の年月日 平成十七年三月一日

秋田県告示第百七十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十七年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。）第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十七年三月一日

秋田県知事 寺田典城

一 前期実施（一級、二級、三級及び単一等級）

(一) 等級別実施職種（作業）

(1) 一級及び二級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・

窒化処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、

平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御

フライス盤作業、数値制御ボール盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工

（形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作

業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作

業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金

作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ

作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作

業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制

御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設

機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、木型製作（模

型製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業

及び木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成

形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施

工（石張り作業及び石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築

炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張

り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗

膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕

上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕

上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッ

シ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、

塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕

上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真作業）及びフラ

ワー装飾（フラワー装飾作業）

三級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋

盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業及びマシニング

センタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業及

び電気系保全作業）及び電子機器組立て（電子機器組立て作業）

単一等級について実施する職種（作業）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業及び加熱ペイントマシ

ンマーカール工事作業）及び塗料調色（調色作業）

試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

試験の期日及び場所

(三) (二)

試験の期日及び場所

試験の期日及び場所

試験の期日及び場所

<p>期 日</p>	<p>等級及び職種(作業)</p>
<p>平成十七年 七月三十一日(日)</p>	<p>ア 三級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通施盤作業 フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御施盤作業 及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上 げ作業)、機械保全(機械系保全作業及び電気系保全 作業)及び電子機器組立て(電子機器組立て作業)</p>
<p>平成十七年 八月二十一日(日)</p>	<p>ア 一級及び二級 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作 業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、金属プレス 加工(金属プレス作業)、産業車両整備(産業車両整 備作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび (とび作業)、築炉(築炉作業)、防水施工(ウレタ ンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業 及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッ シ施工作業)、化学分析(化学分析作業)及び塗装 (建築塗装作業及び金属塗装作業)</p> <p>イ 三級 金属熱処理(一般熱処理作業)</p>

(1) 実技試験  
ア 期日 平成十七年六月十三日(月)から同年九月十一日(日)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日  
イ 場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。  
ウ 問題の公表  
実技試験の問題は、平成十七年六月六日(月)に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。  
(2) 学科試験  
ア 期日

<p>平成十七年 八月二十八日(日)</p>	<p>ア 一級及び二級 機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供服製作作業)、木型製作(模型製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)及び広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業)</p>
<p>平成十七年 八月三十一日(水)</p>	<p>ア 一級及び二級 写真(肖像写真作業)</p>
<p>平成十七年 九月四日(日)</p>	<p>ア 一級及び二級 放電加工(形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業及び石積み作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(表具作業及び壁装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>イ 単一等級</p>

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシニングカー工事作業)及び塗料調色(調色作業)

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

(四) 受検資格

(1) 一級 令第六十四条の二の規定に該当する者

(2) 二級 令第六十四条の三の規定に該当する者

(3) 三級 令第六十四条の四の規定に該当する者

(4) 単一等級 令第六十四条の六の規定に該当する者

(五) 受検申請に必要な書類

(2)(1) 技能検定受検申請書

(2)(1) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

(六) 受検申請書用紙の交付

(1) 期間及び時間

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成十七年三月一日(火)から同年四月十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時までの間

(2) 場所

秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会

郵送で交付を求めるときは、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(七) 受検申請書の受付

(1) 期間及び時間

県の休日を除き、平成十七年四月四日(月)から同月十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時までの間

郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(2) 場所

(八) 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会  
(1) 受検手数料  
ア 実技試験

検定職種	手数料	検定職種	手数料
一級、二級及び三級	一五、七〇〇円	金属熱処理	一五、七〇〇円
造園	一五、七〇〇円	放電加工	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	仕上げ	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	機械保全	一五、七〇〇円
切削工具研削	一五、七〇〇円	電気機器組立て	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円	建設機械整備	一五、七〇〇円
産業車両整備	一五、七〇〇円	木型製作	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	建具製作	一五、七〇〇円
家具製作	一五、七〇〇円	プラスチック成形	一五、七〇〇円
印刷	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円	左官	一五、七〇〇円
とび	一五、七〇〇円	ブロック建築	一五、七〇〇円
築炉	一五、七〇〇円	畳製作	一五、七〇〇円
タイル張り	一五、七〇〇円	内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
防水施工	一五、七〇〇円	サッシ施工	一五、七〇〇円
熱絶縁施工	一五、七〇〇円	表装	一五、七〇〇円
化学分析	一五、七〇〇円	広告美術仕上げ	一五、七〇〇円
塗装	一五、七〇〇円	フラワー装飾	一五、七〇〇円
写真	一五、七〇〇円		
単一等級	一五、七〇〇円	塗料調色	一五、七〇〇円
路面標示施工	一五、七〇〇円		

ただし、三級を受検する者であって、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は職業高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大

臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの三級の受検手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料	検 定 職 種	手 数 料
造園	一〇、五〇〇円	金属熱処理	一〇、五〇〇円
機械加工	一〇、五〇〇円	仕上げ	一〇、五〇〇円
機械保全	一〇、五〇〇円	電子機器組立て	一〇、五〇〇円

イ 学科試験 三、一〇〇円  
納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。  
イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

(九) 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者発表  
平成十七年十月四日(火)(金属熱処理を除く三級の職種については、平成十七年八月三十日(火))に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

(2) 一部合格者への通知  
実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付  
一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

(十) 受検についての問い合わせ先  
産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二二三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)

秋田県告示百七十七号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成十七年度技能検定(随時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「令」という。)第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。  
平成十七年三月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)

(一) 等級別実施職種(作業)

(1) 三級について実施する職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鍛造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製作作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、

コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎一級及び基礎二級について実施する職種(作業)

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空調調和機器施工(冷凍空調調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング

防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(二) 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

(三) 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

(四) 受検資格

(1) 三級

令第六十四条の四の規定に該当する者(当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。)

(2) 基礎一級及び基礎二級

令第六十四条の五の規定に該当する者

(五) 受検申請に必要な書類

(1) 技能検定受検申請書

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

(2) 受検申請書用紙の交付

(六) 期間及び時間

(1) 秋田県の休日

を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項

検 定 職 種	手 数 料	検 定 職 種	手 数 料
三級、基礎一級及び基礎二級	一五、七〇〇円	機械加工	一五、七〇〇円
さく井	一五、七〇〇円	鉄工	一五、七〇〇円
鍛造	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	アルミニウム陽極酸化処理	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	機械検査	一三、〇〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	機械保全	一五、七〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	電気機器組立て	一五、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円	冷凍空調和機器施工	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円	ニット製品製造	一五、七〇〇円
プリント配線板製造	一五、七〇〇円	紳士服製造	一五、七〇〇円
染色	一三、〇〇〇円	帆布製品製造	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一五、七〇〇円	家具製作	一五、七〇〇円
寝具製作	一五、七〇〇円	建具製作	一五、七〇〇円
布はく縫製	一五、七〇〇円		
鑄造	一五、七〇〇円		

- (七) 受検申請書の受付  
 (1) 期間及び時間  
 県の休日を除き、午前八時三十分から午後五時まで  
 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書き、書留郵便によることとする。
- (2) 場所  
 秋田市向浜一丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会
- (八) 受検手数料  
 (1) 額  
 ア 実技試験
- に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、午前八時三十分から午後五時までの間で随時交付する。
- 秋田市向浜一丁目一番一号 秋田県職業能力開発協会  
 郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書き、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

製本	一五、七〇〇円	石材施工	一五、七〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円	水産練り製品製造	一五、七〇〇円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	一五、七〇〇円	建築大工	一五、七〇〇円
かわらぶき	一五、七〇〇円	とび	一五、七〇〇円
左官	一五、七〇〇円	タイル張り	一五、七〇〇円
配管	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
鉄筋施工	一五、七〇〇円	コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円
防水施工	一五、七〇〇円	内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
熱絶縁施工	一五、七〇〇円	サッシ施工	一五、七〇〇円
ウエルポイント施工	一五、七〇〇円	表装	一五、七〇〇円
塗装	一五、七〇〇円	工業包装	一五、七〇〇円
印刷	一五、七〇〇円		
プラスチック成形	一五、七〇〇円		

- イ 学科試験 三、一〇〇円
- (2) 納付方法  
 ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。  
 イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は、要しない。  
 ウ 受検申請書を受理した後に、申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は、返還しない。
- (九) 合格者への通知等  
 (1) 一部合格者への通知  
 実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付  
 合格者には知事名の合格証書が交付される。さらに、三級合格者には厚生労働大臣から三級技能士章が交付される。受検についての問い合わせ先  
 産業経済労働部労働政策課(電話〇一八 八六〇 二二三三)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八 八六二 三五一〇)
- (十) その他  
 本公示の随時実施の三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果」又は「修得技能等の認定」に活用される。

秋田県告示第七十八号  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第百三十三条第三項の規定により、横手市館ノ下地区土地区画整理事業施行者朝日綜合株式会社代表取締役熊谷邦夫から土地区画整理事業施行地区内の土地について平成十七年二月十七日換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年三月一日  
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七十九号  
 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を指定し、及び同令第十条第一項の規定により当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。  
 平成十七年三月一日  
 秋田県知事 寺田典城

路線名	区間
一般国道二百八十二号	鹿角市八幡平字湯瀬安南岩三番一地从先から鹿角郡小坂町荒谷外二字小滝外六国有林三千九林班ち小班まで
県道能代二ツ井線	能代市臈淵字古屋布五十四番一地从先から同市扇田字扇淵十二番一地从先まで

- 一 指定する道路の路線名及び区間
- 二 指定する期日 平成十七年四月一日
- 三 通行方法
- 一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
- (一) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (二) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止す

るため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・二二メートル以上（又は横寸法〇・二二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

秋田県告示第八十号  
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第十三条の規定により、平成十七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和二十五年秋田県規則第二十九号）第十三条の規定に基づき、告示する。  
 なお、試験の実施に関する事務は、法第十五条の十七第一項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。  
 平成十七年三月一日  
 秋田県知事 寺田典城

- 一 試験の日時及び場所
- (一) 二級建築士試験
- (1) 学科の試験
- ア 日時 平成十七年七月三日（日）午前十時から午後五時十分まで
- イ 場所 秋田県J Aビル（秋田市八橋南二丁目十番十六号）
- (2) 設計製図の試験
- ア 日時 平成十七年九月二十五日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
- イ 場所 秋田県J Aビル（秋田市八橋南二丁目十番十六号）
- (二) 木造建築士試験
- (1) 学科の試験
- ア 日時 平成十七年七月二十四日（日）午前十時から午後五時十分まで
- イ 場所 秋田県J Aビル（秋田市八橋南二丁目十番十六号）
- (2) 設計製図の試験
- ア 日時 平成十七年十月九日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
- イ 場所 秋田県J Aビル（秋田市八橋南二丁目十番十六号）
- 二 学科の試験の科目
- 建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規
- 三 受験資格
- 法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みの手続

(一) 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込みに必要な書類

- ア 受験申込書
- イ 添付書類

受験資格を有することを証する書類

- (イ)(ア) 写真二枚

(2) 受験申込書用紙の交付

- ア 期間 日曜日及び土曜日を除き、平成十七年四月四日(月)から同月十五日(金)まで

イ 場所 社団法人秋田県建築士会の事務所(中央支部以外の各支部の事務所を含む。)

(3) 受験申込書の交付

ア 場所及び期間

- (ア) 社団法人秋田県建築士会の事務所(秋田市山王二丁目七番三号 山王ウエスタンビル三階)においては、平成十七年四月十一日(月)から同月十五日(金)まで

(イ) 社団法人秋田県建築士会北秋支部の事務所(大館市片山町三丁目十三番三号 福士静夫設計計画事務所内)においては、平成十七年四月十一日(月)及び同月十二日(火)

- イ 時間 午前十時から午後四時まで

(4) 受験申込みの方法

受験申込書は、直接受付場所に提出すること。

(二) インターネットによる受験申込み

(1) 受験申込みの受付

- ア 期間 平成十七年四月一日(金)から同月八日(金)まで
- イ 時間 受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(2) 受験申込みの方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。

五 受験手数料

- (一) 額 一万五千円

(二) 納付方法 郵便為替により、財団法人建築技術教育普及センターに納付すること。

(イ) インターネットによる受験申込者は、財団法人建築技術教育普及センター指定のクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。

六 合格者の発表

平成十七年十二月上旬に秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

なお、学科の試験については、平成十七年九月上旬に合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

七 試験についての問い合わせ先

財団法人建築技術教育普及センター東北支部(電話〇二二 二二三 三三四五) 社団法人秋田県建築士会(電話〇一八 八六三 六三四八)

八 その他

設計製図の試験の課題は、平成十七年六月下旬から試験当日まで、財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場に掲示する。

秋田県告示第百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年三月一日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称 天王町

二 都市計画事業の種類及び名称

秋田都市計画下水道事業 天王町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年二月二十四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十四年秋田県告示第百三十九号、昭和五十八年秋田県告示第六百七十四号、平成三年秋田県告示第百三十三号、平成六年秋田県告示第七百四十八号、平成八年秋田県告示第七百六号、平成十年秋田県告示第七百三十八号及び平成十四年秋田県告示第百九十四号の事業地のうち南秋田郡天王町天王字蒲沼、字江川上谷地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

変更なし

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十七年三月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- （一）落札に係る物品の名称及び数量  
電子計算組織 一式
- （二）契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- （三）落札者を決定した日  
平成十七年二月十四日
- （四）落札者の名称及び住所  
秋田ゼロックス株式会社 秋田市川尻町字大川反百七十 九十二  
落札金額
- （五）六百九十七万二千円
- （六）契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- （七）一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年一月十四日
- （一）落札に係る物品の名称及び数量  
語学演習装置 一式
- （二）契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- （三）落札者を決定した日  
平成十七年二月十四日
- （四）落札者の名称及び住所  
東光コンピュータ・サービス株式会社 大館市御成町四丁目八 七十四  
落札金額
- （五）一千九十四万三千百円
- （六）契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- （七）一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年一月十四日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄